

# 静岡県建築構造設計指針・同解説 2014年版の主な改訂内容

## 改訂の背景と理由

### ① 南海トラフ巨大地震を想定した耐震性能の検討

従来の東海地震に加え新たに想定された南海トラフ巨大地震に対し、建物に要求される耐震性能の検討を行い、必要な修正等を行った。

### ② 東日本大震災以後新たに得られた知見の取り込み

長周期地震動、津波、非構造部材、液状化など東日本大震災の被害から得られた知見を指針内容に取り込んだ。

### ③ 前回改訂後の法令改正及び出版された技術基準書との整合

前回改定後の法令改正及び各技術基準書との整合を図るとともに、必要な割増し等の検討を行った。

### ④ 指針への要望に対する検討

設計者などから寄せられた指針への要望について修正の可否について検討を行い、必要な修正等を行った。

## 主な改訂内容

### 第1章 総則

- 指針策定の趣旨に、現在の指針が東海地震のみならず、神奈川県西部地震及び南海トラフ巨大地震も踏まえた検討が加えられたものであることを記載した。

### 第2章 荷重及び外力

- 積雪荷重を現在の市町の定義に合わせた。(市町村合併のため)
- 想定する地震を東海地震及び神奈川県西部地震から県西部・県中央部県域を主に対象とする想定東海地震を震源域に含む南海トラフを想定震源域とする地震及び県東部県域を主に対象とする相模トラフを想定震源域とする地震とした。
- 静岡県地震地域係数の変遷及び南海トラフ巨大地震の国及び県の想定を踏まえた静岡県地震地域係数の設定の考え方を記載した。
- 津波荷重を法令や技術的助言に整合させ、法令や技術的助言を補足する事項を記載した。

### 第3章 鉄骨造

- ルート3の一次設計において、従来の用途係数のほか静岡県地震地域係数も考慮することとした。また、層間変形角の確認において、静岡県地震地域係数及び用途係数を考慮することとした。
- 横座屈に対する補剛の検討における横補剛間隔の検討を削除した。
- 柱とはりの仕口の検討において、柱が鋼管・角形鋼管の場合にはりのウェブを考慮する場合の検討方法を記載した。
- 埋込型柱脚におけるU字補強筋の本数を計算にすることができるとした。また、納まりに注意するよう記載した。

### 第4章 鉄筋コンクリート造

- S<sub>p</sub>による割増しを削除した。ルート1において偏心が大きい建築物についてはせん断設計において割増しを行うこととした。
- ルート3において偏心率が0.3を上回る場合の検討方法を追加した。

## 第5章 鉄骨鉄筋コンクリート造

- ・  $S_p$ による割増しを削除した。ルート1において偏心が大きい建築物についてはせん断設計において割増しを行うこととした。
- ・ ルート3において偏心率が0.3を上回る場合の検討方法を追加した。

## 第6章 木造

- ・ 木造建築物に共通する事項（上部構造の構造計画、計算ルートと使用可能な木質材料、防腐・防蟻）を冒頭に追加した。
- ・ 壁量計算が前提としている建物の条件を追加した。
- ・ 壁高さが高い場合の補正係数を追加した。
- ・ 構造計算を必要とする軸組木造建築物全般に求められる構造計画方針の章を追加した。
- ・ 混構造建築物の構造計算フローを法改正に合わせた。

## 第7章 基礎

- ・ 四号建築物における液状化の検討方法を変更した。また、液状化対策工法の事例を追加した。
- ・ 杭の二次設計を求めない規模の建築物に対して、地震時安全性の検討方法として杭の耐震診断を紹介した。

## 第8章 その他

- ・ 高層建築物の耐震計画フロー及び高層建築物構造設計チェックリストを変更した。
- ・ 長周期地震動に関する現在の動向を記載した。
- ・ 非構造部材の取扱いを追加した。